

新型コロナウイルス感染症患者に対する療養期間の見直しについて

令和4年9月12日
大阪教育大学保健センター

厚生労働省が新型コロナウイルス感染者に対する療養期間等の見直しを決定したことを受け、本学においても9月12日より下記の通り変更することとなりました。

【罹患者に対する対応】

有症状者：発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身で健康状態の確認を行ってください。高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。
※課外活動については、原則発症の翌日から10日間経過するまでは参加不可。

無症状者：検体採取の日を0日として7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。

※本学においては、検査キットによる陰性確認ができた場合でも5日間へ期間短縮は、原則適用しませんのでご了承ください。